

議事日程 (第4号)

平成30年 3月19日 午前9時00分開議

- 日程第1 承認第1号 平成29年度大刀洗町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第2 承認第2号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第3 同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第4 同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第5 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第6 議案第1号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第7 議案第2号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第3号 大刀洗町空き家等の適正管理に関する条例の全部改正について
- 日程第9 議案第4号 大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第5号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第6号 大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第12号 平成30年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第13 議案第13号 平成30年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第14 議案第14号 平成30年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第15号 平成30年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第16 議案第16号 平成30年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第17号 大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 発議第1号 大刀洗町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 閉会中の継続調査申出について(総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 承認第1号 平成29年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第2 承認第2号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第3 同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第4 同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第5 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第6 議案第1号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第7 議案第2号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第3号 大刀洗町空き家等の適正管理に関する条例の全部改正について
- 日程第9 議案第4号 大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第5号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第6号 大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第12号 平成30年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第13 議案第13号 平成30年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第14 議案第14号 平成30年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第15号 平成30年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第16 議案第16号 平成30年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第17号 大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 発議第1号 大刀洗町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）
-

出席議員（12名）

1 番	安丸眞一郎	2 番	黒木 徳勝
3 番	森田 勝典	4 番	林 威範
5 番	平田 利治	6 番	松熊武比古
7 番	長野 正明	8 番	平田 康雄
9 番	高橋 直也	10 番	平山 賢治
11 番	花等 順子	12 番	山内 剛

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	中山 哲志
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	川原 久明
税務課長	……………	山田 恭恵	健康福祉課長	……………	平田 栄一
地域振興課長	……………	重松 俊一	産業課長	……………	佐々木大輔
建設課長	……………	野口 学	子ども課長	……………	松元 治美
会計課長	……………	佐田 裕子	生涯学習課長	……………	矢野 智行
住民課長	……………	矢永 孝治	総務課企画監	……………	田中 豊和
財政係長	……………	早川 正一	総務係長	……………	堀内 智史
監査委員	……………	秋吉 淑子			

開議 午前9時00分

○議長（山内 剛） おはようございます。私ごとではございますけども、3月7日の本会議、さらには、その後の予算特別委員会等に出席できなかったことを、ここに心よりお詫びを申し上げます。

それでは、議事に入ります前に申し上げることがございます。

本定例会初日、3月1日の追加日程第1の質疑において、提出議員に対し「反問を認めます」と、申し出を認めました。本来、認めるべきではない議案審議での質疑に対する質疑を、説明者である提出議員に認めたことにより議事が混乱したことを、ここにお詫びを申し上げます。

それでは、改めて、ただいまより始めたいと思います。

現在の出席議員は12人です。ただいまから平成30年第16回大刀洗町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1 承認第1号 平成29年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（山内 剛） 日程第1、承認第1号平成29年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから承認第1号平成29年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件は、承認することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は承認することに決定しました。

日程第2. 承認第2号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（山内 剛） 日程第2、承認第2号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから承認第2号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件は、承認することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本件は承認することに決定しました。

日程第3. 同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（山内 剛） 日程第3、同意第1号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。4番、林議員。

○議員（4番 林 威範） 4番、林です。

今回、同意の案件が3件出ておりますけれども、行政側の例えば年齢の制限でありますとか、期数の制限でありますとか、そういうところについての考慮とかはあるのかどうか、その考え方について答弁を願います。

○議長（山内 剛） 川原総務課長。

○総務課長（川原 久明） 林議員の御質問にお答えいたします。

各委員さんにつきましては、特に年齢制限等は設けておりません。それぞれの委員さんの業務、業務内容、役割等も違いますので、今のところ一律に年齢制限等は設けておりません。

以上です。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） 全員協議会で多数の議員からあったんですけども、例えば人権擁護委員であれば70歳で、再任用は75歳までとか、民生委員であれば、自治体によって違うと

と思いますが、75歳までとか、78歳までとか、そういう一定のラインは設けたほうがいいのではないかという意見が多数あったんですけども、執行部側としては今後もそういうことは考えない。考えられたほうがいいのではないかという提案なんです、その点についてはいかがですか。

○議長（山内 剛） 川原総務課長。

○総務課長（川原 久明） 今回、議題として同意をいただくことで、委員さんの選任について同意をお願いしております。今回、この場では、一律に年齢制限を設けるとか、そういうことは、この場での協議ではないのではないかと私は思っておりますので、今後、そういう場があれば、そういう必要であれば、そういう場を設けて検討すべきかなというふうに思っております。以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから同意第1号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決いたします。本件は、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本件は同意することに決定いたしました。

日程第4. 同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（山内 剛） 日程第4、同意第2号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから同意第2号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決いたします。本件は、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本件は同意することに決定しました。

日程第5. 同意第3号 教育委員会委員の任命について

○議長（山内 剛） 日程第5、同意第3号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 2番、黒木です。

この任命についての同意の課長さんに聞いたときに、結局、立ち話で同意してくださいというようなことでした。同意する場合については、地元の議員がおれば、菊池校区から出されたと思いますけれども、前の委員さんがどういうふうなことで1期で、2期されなかったと、そういう経過も知りたかったわけですが、立ち話で「こういうことになりました」ということでしたので、理解いたしましたけれども、やはりぴしゃっと部屋で、こういう経過でこういうことになりましたというようなことの説明は欲しかったと思いますが、そこ辺についていかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 今回、菊池校区からの任命という形になっておりまして、菊池校区の議員さんには協議会後に御説明したんですけれども、次回からは、そういった場を設けて御説明したいと思います。次回からは、そういった形で、黒木議員さんが言われたように御説明したいと思います。

○議長（山内 剛） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） それでは、同意に問題はありませんけれども、経過と、こういうことになりましたというふうな経過をどっか別の部屋でもらいたいというように思いますので、今後はよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから同意第3号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。本件は、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本件は同意することに決定しました。

日程第6. 議案第1号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（山内 剛） 日程第6、議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第7. 議案第2号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第7、議案第2号大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから議案第2号大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第8. 議案第3号 大刀洗町空き家等の適正管理に関する条例の全部改正について

○議長（山内 剛） 日程第8、議案第3号大刀洗町空き家等の適正管理に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから議案第3号大刀洗町空き家等の適正管理に関する条例の全部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第9. 議案第4号 大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第9、議案第4号大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから議案第4号大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決い

たします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11名中起立 11名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第10. 議案第5号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第10、議案第5号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。10番、平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 質問いたします。

説明の中で、賦課総額が29年度とほぼ同様ということは承知をいたしました。ただし、資産割等の廃止、各税率の変更によりまして、各世帯を見ておきますと、税額が上がる、あるいは下がるということの可能性も生じてくるわけですが、この改正によりまして、各世帯における影響の見込みというのは、町のほうではどういうふうに見ていらっしゃいますでしょうか。

○議長（山内 剛） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） では、平山議員の御質問に対して答弁させていただきます。

平成30年1月末の2,000世帯ほどでデータで試算したものでございますけども、平成29年度と比較しまして減額になる世帯につきましては、約900世帯でございます。逆に増額になる世帯につきましては、1,100世帯ほどになってきます。

そのうち、まず減額になるほうでございますけども、1万円よりも減額になる世帯が約800世帯ほどになってきます。そして、逆に増額になる部分でございますけども、2,000円未満の増額が約800世帯ほどになってきます。2,000円から5,000円の増額につきましては、約170世帯という形になってきますので、世帯数としましては、大きな増額になる世帯についてはそう、何ですかね、増額の割合については小さいんじゃないかというふうに想定しておる状況でございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 税の増加分の世帯で、大きな部分というのはどれぐらいのものになってきますですか。

○議長（山内 剛） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 逆に増額の部分でございますけども、1万から3万円までの増加世帯につきましては、58世帯ほどを見込んでおる状況でございます。逆に一番大きくなる世帯につきましては、2万5,200円が増額になるというふうに今想定しておる状況でございます。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） おはようございます。10番、平山です。済みません、ちょっと風邪を引いておりました、大分治ってまいりました。

そもそも所得に比して高過ぎる国保税につきましては、その制度や負担割合など抜本的な改革が求められており、地方からも同様の要望が政府に寄せられているところであります。

また、30年度からの都道府県化に伴い、さらなる財政削減と被保険者への負担増が危惧されているところであります。

今回、賦課総額はほぼ変わらないものの、世帯によっては税額の増となる場合もあり、また、応能負担の原則の立場からも再考を求めるものであります。

また、今回の改正に当たり、固定資産のない世帯にとっては応能割分の増もあり、答弁にもありましたように、負担が上がる形になっております。そうしたものへの激変緩和、対応も求められるものであります。

以上の点から、この本案には賛成できませんので、反対の討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） 賛成討論はございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで討論を終わります。

これから議案第5号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立10名]

○議長（山内 剛） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第11. 議案第6号 大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第11、議案第6号大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから議案第6号大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第12. 議案第12号 平成30年度大刀洗町一般会計予算について

○議長（山内 剛） 平成30年度予算案については、所管の予算特別委員会委員長からお手元に配付のとおり、審査報告書の提出がありました。

日程第12、議案第12号平成30年度大刀洗町一般会計予算についてを議題といたします。

予算特別委員会、安丸委員長、登壇して報告をお願いします。

○予算特別委員長（安丸眞一郎） おはようございます。予算特別委員会の委員会報告をいたします。

予算特別委員会に付託されました議案第12号平成30年度一般会計予算の外4議案について、審査の経過の概要及び審査結果について御報告いたします。

委員会は3月7日、8日、12日の3日間、委員11名の出席のもと、関係課長などに出席を求め審査を行いました。

審査での主な質疑は、5億円以上の基金の取り崩しの目的や事業について、学校関係では、中村学園事業部に委託している学校給食に関して、保護者の負担や要保護、準要保護に対する補助金の仕組みについて、少人数学級講師の配置について、今後の町としての方針、広報紙などの印刷物の印刷部数と世帯数の違い、入区されていない方への配付などの対応について、サン・ポートへの町の負担金の現状と今後について、本郷保育園用地購入に伴う価格や地権者への町の対応について、生涯学習課関係では、町民グラウンドのあり方等々について質疑がありました。

その後、全員協議会を開き、議案に対する自由討議を行った後、委員会を再開し、再質疑、討論を行いました。

討論では、国外PRについて、目的や効果が不十分である、JAなどと連携し、継続性のある事業や販路拡大をやるべきでは、また、大堰校区に計画中の地域優良賃貸住宅建設について、目

的、選定の経緯、建設の手法、将来への負担、町内経済との関係など、諸課題が解決していないとの反対の立場での討論がありました。

一方、賛成の立場での討論では、人口減対策は町の大きな課題であり、PFI手法を使った住宅建設は課題解決の一つの手法として非常によい、また、地域ブランド推進事業など、さまざまな事業を通して大刀洗町を国内外にアピールすることにより、ふるさと応援寄附金の大幅な増につながってきているのではないかと、また、住民票など証明書類のコンビニ交付事業は、住民サービスの向上につながる、学校改修関係でも、計画的に環境整備が進められているということからの賛成討論があり、採決の結果、お手元に配付のとおり、議案第12号平成30年度一般会計予算は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第13号平成30年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算及び議案第14号平成30年度大刀洗町後期高齢者特別会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決し、議案第15号平成30年度大刀洗町土地取得特別会計予算及び議案第16号平成30年度大刀洗町下水道事業特別会計予算については、賛成全員をもってそれぞれ可決すべきものと決しましたことをここに御報告いたします。

以上で委員会報告を終わります。

○議長（山内 剛） 質疑を省略します。

これから討論を行います。討論は、反対討論、次に賛成討論と交互に行います。10番、平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 10番、平山です。私は、本予算案に反対の立場から討論を行います。

ほとんどの項目には賛成であります、一部賛成しかねる項目があり、一括採決の性格上、反対とするものであります。

今、アベノミクスの悪影響により地方はますます疲弊し、経済格差は一層広がり、貧困の増大により、特に地方の人々の暮らしは厳しくなっています。住民福祉の原点に立ち返って、暮らし、福祉の予算に相応の手当てがますます求められています。基金や補助金等も有効に活用しながら、今住んでいる人の福祉の向上に寄与する事業が求められるものであります。

さて、予算の中にあっても町単独の事業としての少人数学級実施への教員配置など、ほとんどの項目には賛成であります。一方、さらなる改善が必要なものとして、恒常的な業務への正規職員の増と非正規職員の待遇改善は引き続き求めたいと思います。

また、生活保護制度や就学援助制度など、申請する資格があるにもかかわらず、活用や周知が十分でない実情もあります。住民の生活と健康を守る立場からも、諸制度の積極的な周知、活用を進めていただきたいと切に願うものです。

支出においては、高過ぎる住民負担は地域経済にも多大な影響を与えます。最も負担感の高い国保税は、4月より運営主体が変わり、今後ますますの負担増が予想されています。政府も認めているように、法定外繰り入れ等の対策による負担の軽減が求められます。

次に、賛成できない項目であります。

国外PR諸費については、その目的や効果が、過去の同様の事業においても不十分であり、賛成することができません。

地域優良賃貸住宅については、大堰校区に3棟目の建設を予定とのことでありますが、過去2件の状況を見ても、その目的、選定の経緯、建設の手法、将来への負担、町内経済との関係など、諸課題が解決しておらず、賛成しかねるものです。

最後に、同和関連支出について、特定の団体に運営費補助を投げ渡すことは、問題の真の解決に逆行するものであり、絶対反対であります。

また、関連する国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計についても、同様の理由で賛成しかねるものであります。

以上、一括採決の性格上、反対の討論とするものです。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） 次に、賛成討論はございませんか。8番、平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 議席番号8番、平田康雄でございます。私は賛成の立場から討論いたします。

2月1日に、総務文教厚生委員会の委員全員で大堰小学校を訪問いたしました。大堰小学校の大規模改修工事が終了いたしまして、新しくなった特別教室棟や給食室などの状況を確認するためであります。

昨年も菊池小学校を訪問した際、学校全体が見違えるほど明るくなっていましたので驚きましたけれども、大堰小学校も単に校舎が新しくなったというだけではなく、子供たちも含め、学校全体が明るく、活気あふれる小学校となっていました。

新しい給食室で子供たちと昼食をともにすることができたこと、それから子供たちの真剣な授業を参観することができまして、大変うれしく思いました。

本郷小学校から始まり、菊池小学校、大堰小学校と改修は進み、30年度は大刀洗小学校、そして31年度が中学校と、町内の学校の改修が計画的に進められております。教育予算が目的に沿って計画どおりに使用され、効果があらわれていることをしっかりと確認したところであります。

このような状況の中で、先月、平成30年度の主要施策・事業計画については、関係課長から具体的な説明を受けました。

また、30年度予算案についても、3月7日から3日間にわたり説明を受けましたが、いずれも各課で十分に検討された多くの事業が盛り込まれた、意欲ある予算案となっています。

特に注目をしたいのは、中学校の南校舎等大規模改修工事のための実施設計業務委託料であります。この委託料は、中学校の南校舎を大規模改修するためのものですが、その中には、PTA会長から要望がありましたエアコンの設置も含まれているとの説明でした。中学校を皮切りに、小学校にも順次エアコンが設置されるよう期待したいと思います。

さて、昨年も申しましたが、当町においては、平成27年12月に、大刀洗町まち・ひと・しごと創生総合戦略審査会の答申に沿って、大刀洗“よかマチ”創生プロジェクトが策定されました。このプロジェクトは、急速な少子化、高齢化に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、活力ある大刀洗町の発展を図るために定められたものでありまして、昨年3月には内容の拡充が行われております。

今回提出された予算案には、地域優良賃貸住宅購入事業、地域ブランド推進事業、あるいはふるさと応援寄附金推進事業など、プロジェクトに掲げられた多くの事業が30年度の主要事業として盛り込まれております。

中でも地域優良賃貸住宅購入事業は、大刀洗町人口ビジョンの中で示された、目指すべき将来方向に沿った施策であります。定住促進住宅を建設することで、行ってみたい、住んでみたい大刀洗を子育て世代の若者にアピールし、将来の定住化を促すための有効な施策であります。菊池校区、大刀洗校区に続き、来年度は大堰校区に建設すべく、土地代等も含め1億5,800万円の予算が計上されております。

2つ目の地域ブランド推進事業は、大刀洗町のブランド力を高めるために、国内外においてPR活動や販路拡大を行うための事業であります。大刀洗というブランドを確立できれば、大刀洗産野菜などの販売に好影響を与えることが期待されます。先日行われました大刀洗町住民協議会OBOG会の参加者からも、香港にラッキョウを出荷している旨の報告があったところであります。

3つ目のふるさと応援寄附金推進事業については、1億6,200万円の予算が計上されていますが、寄附金額も昨年度の8,900万円から、本年度は6倍となる5億5,000万円と大きく伸びております。確かに寄附金額の大幅な増加は、返礼品の充実などが主な要因になっていると思います。

しかしながら、地域ブランド推進事業による国内外におけるPR活動や枝豆収穫祭の実施、あるいは移住・定住促進事業によるふるさと大使の任命や都市圏でのPR活動など、各種の補助事業の実施により、町を挙げてさまざまな施策を積極的に展開していること、これも寄附金の増えた要因の一つではないでしょうか。

このような大刀洗町におけるユニークな取り組みにつきましては、西日本新聞を初め、朝日新聞や読売新聞、あるいはNHKの「ロクいち！福岡」で大きく報道されたところでもあります。

そのほかにも、議会へ提案していた今村天主堂の周辺整備、つまり大型バスなどの駐車場や見学者へのトイレを設置するための事業のほか、防災専門員を配置するための事業、大刀洗学童保育所創設工事事業、あるいは証明書をコンビニで交付するための事業など、多くの事業予算が計上されており、充実した予算案となっています。

このように、平成30年度においては、従来からの継続事業や拡充事業に加え、新たな事業も多数始まりますので、全体としてはかなりの事務量となることが予想されます。職員の皆さんにおかれましては、健康に十分留意しつつ事業に取り組み、住みやすい、魅力ある“よかマチ”大刀洗、活力ある地域コミュニティの維持発展のために頑張ってくださいと思います。

以上をもって討論を終わります。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（山内 剛） 次に、反対討論はございませんか。5番、平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 5番、平田利治でございます。平成30年度一般予算については、反対の立場で討論させていただきます。

新年度予算につきましては、がんの早期発見のための新規検査など、医療費を抑制しようという努力が見られるなど、非常に良好な点はございます。ただ、次の2点について納得がいきませんので、あえて反対を表明いたします。

一つは、定住促進住宅では、PFI事業で実施するようでございますけれども、30年のローンが生まれ、金利の支払い、それから維持管理費、大規模修繕費、将来的な町民の負担が懸念されるところでございます。

もう一点は、香港事業であります。野菜の流通ルートが全く見えない中で、来年度も実施する必要があるのかというのが極めて疑問でございます。農協や農業法人と協議もないまま実施することについては反対でございます。

以上、反対の立場で討論させていただきます。議員の御賛同をいただきたいと思います。

○議長（山内 剛） 次に、賛成討論ございませんか。7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 7番、長野でございます。私は賛成の立場で討論をいたします。

討論の前に、先日の決算特別委員会で、全員の議員さんが出席できないまま決算委員会あったわけですが、本会議場できちっとまた議決をするということではございますけれども、一般会計予算は5対4で辛うじて可決と。

私は、いろんな施策の中で、これは果たして必要なのかと、問題があると言われるのは、それは結構でございますけれども、年間の事業をやっていく中で、その予算が一部問題があるから全部だめだと、結果になるわけですから、そうなった場合、仮に否決という結果になった場合、住民

生活に多大の影響が出るということは、もう御承知のとおりでございます。4月からの事業は一切、補助金もできませんし、この会計が終わって、臨時会か、また暫定で、4月以降、臨時会を開くにしても、暫定で予算を組んでおかないといかんわけですから。本当に住民の福祉とか、住民目線に立った考え方で予算審議をされているのか、その辺は非常に疑問に感じております。

そのことは、私は住民の皆さんもよくお話を、私はしていきたいと。大筋では賛成だけでも、この点とこの点については問題があるという課題を感じるということは、それは意見として結構でございますけど、予算そのものを否決だというような、反対だという考え方は、これはいかなものかと、そういうふう感じたわけでございます。

賛成討論は、今度、新規、継続、拡充、いろいろ事業が網羅されています。平田康雄議員のほうから、十分そのことは賛成の立場で意見を述べられましたので、私は一つ一つの事業について、いろいろ申し上げるつもりはございませんけども、町が今後必要とするものについて、新規の事業、新規の継続のもの、拡充していくものと、そういう中で予算措置がされているものと思っております。

私も、シンガポールは終わりましたが、引き続きブランド大刀洗町をPRするために、香港のほうで29年度から、香港の場合は費用対効果とか、いろいろ言われますけども、目に見えない効果もあるわけです。

ふるさと納税で、議会のほうにも報告がございましたけども、ふるさと納税で飛躍的にここ二、三年、特に本年度増えたというのは、“さとふる”というふるさと寄附金をお手伝いしてある会社、ここに委託をした結果、非常に返礼品等も豊富になり、それも“さとふる”のほうから、大刀洗町がシンガポールあたりでもそういうふうにはPR、いろいろ内外に対して、特産品を初めPR活動をしてあるということで、そういう自治体でやるなら、自分たちの提案も聞いてもらえるんじゃないかということ、さとふるのほうからお話があったと。

その結果、お願いするようになって、飛躍的に納税額も増えたという経緯もございますので、単なる1事業の評価も大事ですけど、それから波及するものというものも考えていかなければならないと思っております。

国保については、今度は県が事業体になって実施するわけですけども、保険料は安いにこしたことはございません。けども、大刀洗町は今まで、県下でも上位のほうに保険料額はありました。ただ、その結果、累積赤字を生むこともなく、一部、一時、29年度も2,000万ほど医療給付のほうに、療養給付のほうに支援金が出されておりますけども、法定内繰り入れて大体決算をしてきた状態でございます。

それで、所得に応じて、2割、5割、7割という保険料の減額措置もございますので、本当に収入がなくて、所得がなくて、医者にもかからないという場合は、個別にまた相談もできますか

ら、適切に将来にそういう赤字を持ち越さないような仕組みで運営をされてきたということで、私は今のままで、今のままといたしますか、今度県がなりますけど、保険料は全体的に、部分的に増減する方はおられますけども、健全な運営がなされてきておると感じております。

そういったことで、最近、議員とは、議会とは何かということを考えるようになりまして、本当にきちんとした、好き嫌いとか、こういうのが必要かと、必要でない部分に、思われる部分については、それは大いに議論をしていただきたいと思っておりますけども、住民の生活に一番直結する当初予算について、一部だめだから、これは全部だめだというような、そういう荒っぽい判断の仕方はいかがなものかと思っております。

そういうことで、このごろから感じておることを、ここで賛成ともならないかと思っておりますけども、私は当初予算に関しては、きちんと議会が対応すべきだと、そのように感じております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 長野議員、先ほどちょっと確認させていただきたいんですけど、当初、決算委員会と聞こえて、これ予算でよろしいんですね。冒頭に決算と私聞こえてまして。私の文言で、決算委員会とございましたけど、これは予算委員会のことで本人にも確かめをいたしました。予算特別委員会です。

次に、ございませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） これで討論を終わります。

これから議案第12号平成30年度大刀洗町一般会計予算についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立7名〕

○議長（山内 剛） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第13. 議案第13号 平成30年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について

○議長（山内 剛） 日程第13、議案第13号平成30年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

委員会報告と質疑を省略します。

これから討論を行います。討論は、反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから議案第13号平成30年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたし

ます。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 10 名〕

○議長（山内 剛） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 14. 議案第 14 号 平成 30 年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について

○議長（山内 剛） 日程第 14、議案第 14 号平成 30 年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算についてを議題といたします。

委員会報告と質疑を省略します。

これから討論を行います。討論は、反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから議案第 14 号平成 30 年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 10 名〕

○議長（山内 剛） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 15. 議案第 15 号 平成 30 年度大刀洗町土地取得特別会計予算について

○議長（山内 剛） 日程第 15、議案第 15 号平成 30 年度大刀洗町土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

委員会報告と質疑を省略します。

これから討論を行います。討論は、反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから議案第 15 号平成 30 年度大刀洗町土地取得特別会計予算についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 16. 議案第 16 号 平成 30 年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について

○議長（山内 剛） 日程第 16、議案第 16 号平成 30 年度大刀洗町下水道事業特別会計予算

についてを議題といたします。

委員会報告と質疑を省略します。

これから討論を行います。討論は、反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから議案第16号平成30年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第17. 議案第17号 大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第17、議案第17号大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから議案第17号大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第18. 発議第1号 大刀洗町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第18、発議第1号大刀洗町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出議員の趣旨説明を求めます。安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 議席番号1番の安丸です。発議1号についての説明を申し上げます。

提案理由として、議員報酬に関して、長期欠席時及び刑事事件においての支給減額並びに停止等の制限がないことから、支給減額並びに支給停止等の規定を定めるために本案を提出するものであります。これが条例を提出する理由であります。

次ページをご覧ください。

上から5行目になりますけども、現在の大刀洗町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正するものです。

現在の第6条を第15条とし、同条の次に次の1条を加えるものです。

第16条、委任です。この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮り定める。

第5条の次に次の9条を加えるものです。

3ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

議員報酬の減額等、第6条、議員が疾病その他の事由により、任期中の連続する2回の町議会定例会本会議を全て欠席したときは、第2条の規定にかかわらず、当該2回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以降の議員報酬から、当該議員報酬額に100分の30を乗じて得た額を減額するものであります。

2項目は、前項の規定の適用を受けている議員が、引き続き連続する2回の本会議を全て欠席したときは、当該2回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以降の議員報酬から、当該議員報酬額に100分の50を乗じて得た額を減額するものです。

3項として、前2項の規定の適用を受けている議員が本会議に出席したときは、当該出席した日の属する月から正規の議員報酬を支給するものです。

次に、期末手当の減額です。第7条、第5条の規定にかかわらず、基準日において、次の各号に該当する議員に対して支給する期末手当の額は当該各号に定める額とするものです。

(1) 前条第1項の規定の適用を受けている議員、第5条の規定により算定した期末手当の額に100分の70を乗じて得た額を支給するものです。

(2) 前条第2項の規定の適用を受けている議員は、第5条の規定により算定した期末手当の額に100分の50を乗じて得た額としております。

適用除外です。次ページをお開きください。第8条、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害、いわゆる適用除外として、公務上の災害による欠席については、前2条の規定は適用しないということをお定めております。

逮捕等の期間における議員報酬の支給停止、第9条です。議員が刑事事件、有罪の判決が確定したときは議員としての職を失う可能性があるものに限るとしてしております。刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕され、勾留され、その他身体を拘束する処分を受けたときは、当該処分を受

けた日から解かれる日までの期間の議員報酬の支給を停止するものとしております。この場合において、既に支給された議員報酬があるときは、当該支給を受けた議員は、翌日末日までにこれを返納しなければならないということに謳っております。

それから、公訴中の期間における議員報酬の支給の停止を第10条で謳っております。議員が刑事事件の被告人として起訴された場合において、当該起訴された日からその判決が確定するまでの期間（逮捕等の期間を除く。以下「公訴中の期間」という。）に招集された定例会又は臨時会の会期の初日又は末日に開催される会議のいずれかを欠席したときは、欠席した日の属する月の議員報酬の支給を停止するものです。この場合において、既に支給された報酬があるときは、翌月末日までにこれを返納しなければならないということを条文化しております。

期末手当の支給停止です。第11条、基準日の前6月以内の期間において、第9条又は第10条の規定により議員報酬の支給を停止され、当該基準日において、次ページになりますけども、なお、それが継続しているときは、期末手当の支給を停止するというふうにうたっております。

次に、停止されていた議員報酬及び期末手当の支給に関してです。第12条、第9条から11条の規定により支給をされていた議員報酬及び期末手当が、当該停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき又は当該停止に係る刑事事件の無罪判決が確定したときは、その日の属する月の翌月の議員報酬の支給日に全額を支給するというものにしております。なお、この場合において、議員の職を退いている者についても、同様とする扱いにしております。

第13条は、議員報酬及び期末手当の不支給です。第9条から第11条の規定により議員報酬又は期末手当の支給を停止され、刑事事件に係る有罪判決が出たときは、停止されていた議員報酬及び期末手当は支給しないものとしております。

それから、14条は、減額、支給停止及び不支給の効力の関係を謳っております。この条例の規定により任期中に議員報酬又は期末手当を減額され、支給を停止され、又は不支給とされていた議員が、退職後再び、議員の資格を得た場合は、前任期中の減額、支給停止及び不支給の効力は及ばないものとしております。

次の支給方法、第15条は、第6条からの条番号の変更でございます。

最後に、委任として、第16条で謳っておりますが、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮り定めるものとします。

2ページにお戻りいただきたいと思っております。

一番下の附則です。この条例は、平成30年4月1日から施行するものとしております。

どうぞ議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。4番、林議員。

○議員（４番 林 威範） 条文内の第９条、４行目に「当該処分を受けた日から解かれた日までの期間の議員報酬の支給を停止する」という文言がございます。それ以外の条文では、例えば１０条だったら「欠席した日の属する月の議員報酬の支給を停止する」でありますとか、１２条であれば「その日の属する月の翌月の議員報酬の支給日に」とか、そういう月単位の記述がほとんどなんですけど、この９条だけ、その日なんですけれども、ここについては、ここは日割りという形の計算という解釈でしょうか。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（１番 安丸眞一郎） 林議員の質問にお答えします。

９条の拘束された期間の考え方については、ここに謳っているとおり、拘束期間については議員としての活動ができないという前提で、その分については、拘束された期間の日割りという考え方で条文を整理したところです。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。１０番、平山議員。

○議員（１０番 平山 賢治） 同じく９条、１０条関連してお尋ねします。

この報酬の支給停止の要件として、逮捕または勾留といったことが支給停止要件になっているんですが、御承知と思いますけれども、逮捕、勾留というのは捜査側の単なる都合で行われるものであって、あくまで容疑をかけられたものでございます。

ですから、身に覚えがない場合でも、捜査側の容疑があると認めれば勾留されるわけですが、本人の意思に反して、これは勾留されるわけであるんですが、これに対して、それを逮捕、勾留を根拠として、意に反して勾留されたものに対しても支給停止するというのは、憲法等の法規に反して行ってはならないと考えるんですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（１番 安丸眞一郎） 考え方についてはいろいろあろうかと思いますが、逮捕、勾留されるということについては、その間の議員としての活動ができないという前提になりますから、一つは、見に覚えがないことでの逮捕、勾留ということは、本人の考えかと思いますが、その間、拘束されれば、必然的に議員としての活動ができないということで、条項として整理したところです。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（１０番 平山 賢治） もう一点は、第１０条であります。公訴中の期間にいずれか欠席した場合は支給停止ということになりますが、これは、例えば病気、あるいは流行性の、伝染性の病気でありますとか、そういったもので医師から出席を止められたと。そういった、全く公訴等と関係ない事情によって欠席した場合においても、この条文が適用されると考えてよろしい

んでしょうか。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） お答えします。

一応公訴中期間についても、なぜ会期の初日と末日というふうな謳い方しているかといいますと、初日に議案等が上程されて審議をします。そして、最終日には、その採決という流れになるかと思えます。そういうことで、大変重要なことというふうな位置づけで、初日と末日ということで条文は謳っております。

平山議員質問の公訴中期間における、たまたま初日と末日に病気等をされた場合の欠席の関係ですけれども、それについては、この条文から解釈していただきますと、基本的には欠席ということで扱わざるを得ないというふうに判断をさせていただきます。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） やむを得ず病気で欠席した場合が、公訴中であるからといって、その月の議員報酬の支給が停止されるんですか。それは妥当なことでしょうか。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 7番、長野でございます。私は賛成を……

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 済みません、平山議員のただいまの質問に対してお答えをいたします。

一応は近隣の自治体、先行してこういった条文を制定しているところも参酌しながら条文を整理しておりますけれども、刑事事件に対して、公訴中という期間の扱いについての質問かと思えますけれども、議員として住民からどういうふうに見られているのか。その期間中であっても厳しく、ここは何らかの疑いがかかって、本人からすれば身に覚えのないこともあり得るかもしれません。結果としては、無罪になれば、それについての停止された分の報酬については、後から支給するような制度とはなっておりますので、条文としておりますので、この期間についても、議員みずから厳しく条文化する必要があるというふうに考えて、この条項を定めたところです。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 先ほど第9条において、勾留されたときは、議員活動ができないから、その期間の報酬を支給するんだと説明がありました。第10条においては、公訴期間というのは、例えば保釈されている状況というふうに解釈しておるんですが、議員活動が十分にできておる状況にもかかわらず、やむを得ない疾病で1日いずれか欠席した場合に、起訴中、公訴中であるということをもって、その当月の議員報酬の支給を停止すると。

これは、何か他の議会でどういう解釈でされているのか知りませんが、非常に文面が足りてな

いと思うんですけども、それは絶対にこういうことはあってはならないと思うんですが、やむを得ず傷病で欠席しました、あなた公訴中ですから、その月の支給停止しますと。その意味がわからないんですが、その前段と後段のですね。これつながってないのと違いますかね。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 平山議員の質問にお答えいたします。

病気をするという前提で今議論されておりますけど、議員として、まず誰でも確かに病気をします。それで、その分の活動ができないということありますけども、ここの9条、10条の関係、9条はきちっと公訴中で活動ができないということで、先ほど申し上げました。あわせて、公訴中についても、今平山議員がおっしゃるように、例えば病気したから初日は欠席、そのことによって支給停止となるということ。これから解釈すれば、確かにそうなりますけども、それを表現的には、病気を理由に議会を欠席するということも考えられないこともないかと思えます。

だから、議員は、住民の選挙で選ばれ、そして議会活動することによって住民に伝えていくべきであり、議員報酬というのは、そういう中から私たちはいただいているというふうな立場で、ある意味厳しいかと思えますけども、議員みずからそういうことで、今後活動していく必要があるということで条文を整理したものであります。

必ずしも今回出したことが100%とは申しません。そういう中で、今回、議員報酬に関する取り扱いをみんなで決め合って、そしてどうしても足りないところ、あるいはまた、さらに条文を増やしていく部分も、今後見直す部分も出てくるかと思えますけど、それはそれで今後の議論としていきたいと思えますけども、今回発議していますこの条文で議員各位の賛同をいただきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（山内 剛） それでは、ほか。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） まだ反対の討論はないとでしょう。今質疑でしょう。はい、わかりました。

○議長（山内 剛） 質疑です。

それでは、なければ、ここで暫時休憩をさせていただきます。

休憩 午前10時20分

.....

再開 午前11時05分

○議長（山内 剛） 休憩前に続き、質疑を再開します。質疑ありませんか。4番、林議員。

○議員（4番 林 威範） 1つだけ質問させてください。

10条の被告人とはなったけれども、拘束はされていない状態のときに、初日又は末日に開催さ

れる会議のいずれかを欠席、いずれかですので、例えば初日か末日かどっちか休んだら、もうその月の議員報酬は全て停止というふうに条文上は読めるんですけど、ここがちょっと厳し過ぎないですかね。ほかの部分、拘束された期間でありますとか、病気だったら、どこかを出席すれば報酬はとまらないという点なんですけど、そこについてお願いします。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 林議員の質問に対してお答えします。

確かにこの10条については、初日もしくは末日を欠席した場合は、当月についての議員報酬停止ということ条文的に謳っておりますけども、まずはそういう議員にならないというのが大前提でありますし、議員として活動する上で、以前、全員協議会の場に出したときには、9条の中で一くくりとして、公訴中も含めて無罪の判決が出るまでの期間ということ停止期間ということで謳ってございましたけども、皆さんの意見をいただきながら、身体拘束されておる部分と、あるいは公訴中でありながらも、その期間についての条文を分けるべきではないかということもありまして、今回、9条と10条という形にしております。

そして、10条については、公訴期間中、ここに書いていますように、公訴中の期間においても、一つの、要は定例会又は臨時会の会期の初日、末日については、基本的に必ず出席しなさいということで条文化しておりますので、これについて厳しいか緩いかという判断は、個々人いろいろあるかと思っておりますけども、そこはあえて厳しく条文化したところであります。

そういうことで、まずは大前提は、この条項に適用されない議員になることが大前提だと思います。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） それでは、2番の黒木です。この条例案に、発議に対しまして反対意見を申し述べたいと思います。

まず、私たちは、議員に立候補する場合、4年間は仕事ができるというような健康状態で立候補いたします。そういうことがまず第1点。そして、2回目は、健康であることということは当たり前のことです。しかし、人間は絶対病気にならないとは、これは言えないわけでございます。そして、その中に、そういうことと同時に、第三者による事故なり、また想定外の災害等があります。

そういう中で、昨年の7月5日の想定外といいますか、豪雨の災害ありました。そういう中で、

例えば朝倉市長さんについては、非常に過労がたたったというようなことで、最終的には立候補するというようなことで4月に予定しておりましたが、脳梗塞で残念だが立てなかったというふうなこともあります。

私が、昭和40年に役場に入りまして、54年しておりますけども、その中で議員さんが、この条例の中で、悪質な議員さんはほとんどおられなかったと思います。そういう事件で、刑事事件等についても、これに触れられるようなことはほとんどなかったというふうに記憶をしております。

そういう中で、3人程度の方が、3年目だったと思いますけども、不慮の事故といいますか、病気になられて、最後には、この本議会等にも1年ちょっと入院で出てこられなかったというふうな事例もあります。

そういう中において、この議員報酬がどのようなものであるかを私なりに解釈をしたいと思えます。

私たちは、議員は、ただ議員報酬と期末手当が支給されております。この6条の内容と7条の内容について具体的に説明申し上げますと、ちょっと病気をした場合、2回で30%と、4カ月が欠席ということになりますと、今私たちが、議員報酬が24万1,000円もらっております。そういう中で、30%とると16万8,700円になるわけです。実際手取りは24万1,000円の中で、大体19万程度の手取りです。そういうことも含めて、この給料は私は妥当だと思っております。4回欠席する場合は、これが50%というようなことで、これが10カ月した場合は50%減ですよと、これは同様です。これは、議員報酬と期末手当の減額も同様な条例でございます。

例えば久留米市の市議員については、金額が58万2,000円であります。それは、市なりのそれだけの仕事があるから、そのような金額がもらっておる、手当が出ておるというふうなことを考えております。そういう中で、久留米市についても、こういうふうな病気なり、そういうふうな場合については、市の職員同様ですよというふうなことで支給されております。

それで、なぜ私たちの町議会だけが、このように厳しくしなくてはならないのかというようなことが、まず一点です。全体的なことです。

そういうことと、議員の中で退職金はないわけですね、4年間ですから。町長さんやら、市長さんはありますけれども、退職金がないというようなことと、共済年金、そういう組合の共済組合ありません。我々は国民健康保険です。扶養手当ありません。年金もないわけですね。

そういう中において、このような条例を本当に必要であるか。それは、本議会欠席については、そういう考えもあるかと思えますけれども、私はそういう考えを持っております。

それで、職員については、なぜ勤務期間に勤勉手当があるのかというように、2通り分かれて

おります。議員については、ただ4年間だけ、勤勉手当がないと、これは当然だと思いますけれども。一般職員については、この勤務手当の中で、6カ月、日数来なかった場合には100分の100と、詳細に減額申請が書いてあります。そういうふうに職員があるわけですね。

そういう中において、24年だったと思いますけれども、一般の一般企業と、民間企業と役場職員が、非常に役場職員については、地方公務員については退職金が高いというふうなことがわかって、3年間で400万円の退職金の減額の措置がなされております。

それで、私たちが、本当にこの給料報酬と期末手当が私は妥当なものだと思います。そういう中で、こういう条例については、私としては、当然、たまたま病気がかかるということもあるかと思しますので、まず自分は健康でありたいということは原則ですけれども、こういうふうな災害がふりかかるかわかりませんので、大刀洗町職員と同等で扱っていただきたいというふうに思しますので、この条例には反対することです。

以上をもって、私の反対意見として述べます。以上です。

○議長（山内 剛） 賛成討論はございませんか。7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 7番、長野でございます。この議案に対しまして、賛成の立場で討論をいたします。

先ほど反対討論の中で、議員の報酬、職員の給与等についてのお話もございましたけれども、議員報酬というものは、議員活動における対価でございまして、職員の生活給とは根本的に違うわけです。4年間、町民の負託を受けて選挙で当選をして議員を務めるわけですけども、町民の皆さんの福祉の向上と町の発展のために議員として頑張りますと、大方の議員さんがそう言われて選挙を戦ってきてあるわけです。

そういった中で、その約束が果たせなくなった場合、病気とか、事故とかですね。そうなったとき、報酬を満額、任期が終わるまでもらい続けるかということ、それはいかがなものかと。そういう意味で、報酬の減額の条例が今回出されたわけですけども、私は、住民の皆さんに対して、きちんと説明ができるような中身でなければならないと思っておりますので、本条例に対して賛成でございます。

それと、刑法事犯につきましては、政治倫理条例のときは非常に緩くなったと言われましたけれども、厳しく、議員は自分の立場を考えた中で、自己に厳しくあるべきであると思ひまして、そういう支給停止、有罪が確定すれば被選挙権をなくして失職するという、犯罪に対して起訴時点から、起訴された以前からも支給停止をします。ただ、無罪になれば、さかのぼって支給されるわけです。また、不起訴、起訴猶予になれば、当然さかのぼって支給されるわけですから。

ただ、刑が確定するまで支給を続けるよりも、そういう議員が失職をする禁錮以上の刑、公職選挙法、政治資金規正法とか、刑法の規定もいろいろありますけれども、そうなった場合は、そう

なる可能性がある場合は、起訴時点で支給停止と、そのように厳しい形で臨むべきであると考えております。

基本的に、議員の皆さんが犯罪に犯さなければいいわけですから、自分を律する意味でも、厳しい内容と言われますけども、必要だと私は考えております。よって、賛成の立場で討論をいたしました。

○議長（山内 剛） 反対討論はございませんか。平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 10番、平山です。私は、本案に反対の立場から討論申し上げます。

主に第9条、第10条関係であります。先ほど提案者または賛成者の発言の中で、逮捕されないことが重要、犯罪を犯さないことが重要ということがありました。この発言こそ、基本的人権や刑事訴訟法の原則を御理解していただけない誤った発言だと思います。

逮捕、勾留を根拠として、議員に何らかの制限を科すことは、この憲法の基本的人権、あるいは刑事訴訟法の推定無罪の原則からいっても誤りだと考えます。逮捕や勾留は、あくまで捜査側の都合で行われるものであって、当人は裁判確定まで無罪の推定を受けるべきものであります。

また、日本においては、容疑に身に覚えがないほど、すなわち無罪を争ったり、黙秘すればするほど勾留の期間は長くなる傾向にあります。刑事事件の取り扱いについて、日本が人権後進国として、国連理事会から再三の勧告を受けているのは御承知のとおりであります。すなわち、身に覚えがない、容疑に覚えがない場合でも逮捕、勾留される。そういう推定無罪を受けてある方に対しても、こういう条例によって議員の資格に制限を与えることが妥当なのかどうかということでもあります。

勾留された場合、議員本人の意思に反して議会へ出席できない事情が生じるわけであります。刑事事件については、法の定めるとおり、確定判決後に取り扱いを定めるべきであり、逮捕や勾留を根拠に議員の報酬や身分を制限することは、推定無罪を定める諸法規に反するおそれがあり、反対するものであります。

また、10条におきましては、やむを得ない傷病に対する欠席に対しても、公訴中であることをもって1カ月の支給停止となる。これは、憲法にも反する重大な条文と言わなければなりません。

提案理由、提案者の説明の中で、条例の不十分な部分は、今後改正するといった御趣旨の発言がありましたが、本改正案は、そのような生易しい問題ではなく、議員の身分の根拠にかかわる問題であります。

先日の討議におきましても、各議員より、それぞれの見地から問題点の指摘や、議案についてさらに審議を尽くし、多数の合意をもって上程すべきとの声が多かったにもかかわらず、今回上

程されたことは残念でなりません。

また、議員の身分や義務にかかわる条例の改正について、先日の政治倫理条例もそうでありますが、所管の委員会への付託や住民意見の聴取も行わず、多くの議員からの指摘事項にも目をつぶり、しゃにむに上程を続けるとするのか、これが全く理解できません。

本件は、一旦否決の上、引き続き所管の委員会等で審議を尽くすべきと考えますので、反対の討論とするものです。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） 次に、賛成討論ございませんか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 私は、この案に賛成しようと思っておりました。議員に何らかのペナルティーといいますか、病欠でありますとか、刑事事件でありますとか、そういうものについては、何らかの制裁があってもいいのではないかというふうには考えております。

それは、住民の目線も厳しくなっておりますし、私たちもそれに襟を正さなくちゃいけないところから、議案に賛成しようと思っておりましたが、この前の全員協議会でありますとか、きょうの自由討議を聞いておまして、こういう議員発議は、全員賛成じゃないにしても、議員の気持ちがもう少し集まったところで議決していくのがいいんじゃないかという解釈をいたしました。

第9条、第10条の法律的な勉強をもう少ししてから、採決に臨むべきではないのかなという思いを強く今いたしております。

一旦もっと審議を尽くして、そしてみんなの気持ちをもっと集約したところでの採決にしたらいかがかなと思ひまして、反対の討論といたします。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。林議員、4番。

○議員（4番 林 威範） 私も、本議案につきましては、もう少ししっかりとした検討が必要ではないかということで、反対の立場から討論をいたします。

現在、町村議会はなり手不足が多く叫ばれております。議員を専門的な職にして、例えば人数を減らして、報酬を増やして、常勤の職員にするでありますとか、ボランティアに近い形で多数の議員に近いような人たちを募集して、例えば平日の夜とか、休日に行って、サラリーマンの方でもそういう議会に参加できるようなことにするでありますとか、そういうことが議論をされております。

この中で、町民受けはいいんでしょうけれども、議員報酬を削るという部分におきまして、一般的なサラリーマンや公務員の方たちよりも非常に厳しい条件になっております。1年半とかではなくて、2回ですから、例えば3月に入院して、4月、5月は活動して、6月に入院したとしても、支給が一部停止されるというのは非常に厳しい現状にあります。

また、議員は社会保険等もありませんので、報酬の中から保険に入らないといけない部分であ

りますとか、退職金がない部分でありますとか、非常に保障、特に町村議員に関しては保障が非常に少ない現状があります。

私も他市町村の議員の若手の仲間がおりますが、1回出て、2期目は出れずに、やむを得ず断念したという友達がたくさんおります。その中で、厳しくすることが町にとってプラスかどうかというところもしっかり考えていかないと、減らすことが町にとってプラスだと結論づけるのには、非常に内容として、準備としては足りなかった部分が多いのではないかというふうに思いますので。

ただ、逮捕されたりとか、長く病気で休んだりしたときに減額することについては賛成の意思は持っておりますので、期間でありますとか、内容でありますとか、もう少ししっかり考えて、また再考したいというふうに思っております。

以上をもって反対の討論といたします。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。5番、平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 私は賛成の立場で討論いたします。

昨年11月14日に西日本新聞が記事にしておりましたけども、筑後地区12議会のうち8議会が支給停止等々を定めているという記事がありました。それぞれの市で、贈収賄で市議が逮捕されたとか、長期病休で議員報酬もらっていたとかいう、そういう事例があったために、それぞれつくったという経緯が書かれております。

私としては、前回、案が示されたときに、刑事事件についてちょっと不十分であったんで、そこは直してくれと。要は身柄を拘束するのか、拘束しないのか、そこで取り扱いが変わってくるんで、そこは細かく決めてくれということで直してもらいました。

それでいきますと、第9条関係が、議員報酬の支給停止をする要件、逮捕が定められています。10条では停止の始期が定められています。初日の議会、末日の議会を出席しなかった場合については、それは支給停止しますよと。12条でいきますと無罪判決ですね。公訴を提起しない処分が行われたとか、無罪判決で行われた場合については、支給停止していたものを払いますよということが書かれております。13条には、有罪判決を受けた場合は支給しないという、はっきり書かれているわけでございますね。

全協で一部議員から、身柄不拘束になって出てきて、議会活動したら支給されますよというの、これは間違いでございます、あくまでも公訴が提起されるかされないか、刑が確定するか、そこが基準でございますので、そこまで定められてますんで、今回は、町民目線ということも考えて、これはやるべきであると思っておりますので。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかになければ、これで討論を終わります。

これから発議第1号大刀洗町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立5名〕

○議長（山内 剛） したがって、本案は否決されました。

日程第19. 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

○議長（山内 剛） 日程第19、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会の各委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、所管事務調査等の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（山内 剛） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成30年第16回大刀洗町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時33分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月19日

議 長 山内 剛

副 議 長 花等 順子

署名議員 安丸眞一郎

署名議員 黒木 徳勝

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月19日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員